

平成28年度

事業計画書

社会福祉法人 みな福祉会

はじめに

社会福祉法人みな福祉会は平成5年の法人設立以来、平成7年から温泉入浴が楽しめる併設型の高齢者福祉施設として、特別養護老人ホーム悠う湯ホーム、ショートステイ悠う湯ホーム、デイサービスセンター悠う湯ホーム、ケアハウス悠う湯ホームの運営を開始し、介護等の高齢者生活支援の専門事業所として、高齢者福祉の向上を目的に努力を重ねてきました。

事業運営としては、平成12年度の介護保険法施行時には居宅介護支援事業所の開設、翌年の平成13年度から平成21年度までの9年間は、秩父市から高篠デイサービスセンターの事業委託を受け、その充実に励んできました。

平成16年度にはデイサービスセンター大浜、グループホーム大浜の併設事業として大浜ケアセンターを建設し、翌平成17年度から運営を開始し、平成18年度には特別養護老人ホーム悠う湯ホームの待機者の増加により増築工事を行い、定員を28名多い78名に拡充させ地域の期待に応えて参りました。又、ケアハウス悠う湯ホームについても、介護が必要になっても長くご自分の部屋で生活を続けたいという要望も多数聞かれ、平成22年度下期には「特定施設・予防特定施設入居者生活介護」の指定を受け、看護職員や夜勤勤務の新たな配置、介護職員の増員等行い事業を開始しました。

以上のように当法人は、社会福祉法人として社会福祉事業等に関する施設の新設や増設、新たなサービスの展開、人材の育成等にも重点を置き現在に至っています。

現在、2025年問題が大きく取り上げられています。近年の少子高齢化に伴う数々の課題や問題に直面することも避けられない現在、これからの法人運営の方向性として、地元である皆野町、また秩父地域における高齢者福祉を取り巻くこうした課題や問題を直視し対応や対策について真剣に考え、法人としてこれからも積極的に行動するという事と理解しています。

また、平成27年度からの介護保険法の改正に伴う特別養護老人ホームの入所基準の変更により、入所対象者は原則要介護度3以上の要介護認定者となりました。利用者の重度化や認知症ケア、感染症防止、事故防止など各委員会活動の活性化や研修の充実、また資格取得への奨励など介護職員をはじめとした職員育成に積極的に努めていきます。

事業経営では、平成27年度の介護保険法改正に伴い介護報酬の改正が実施されました。処遇改善は「+1.65%」であったものの、改定率は「-2.27%」と平成15年度改定以来の大幅なマイナス改定となりました。このマイナス改定の影響は、平成27年度4月から2月までの実績を、平成26年度実績に当てはめると特別養護老人ホームの収入は概算で3%の減収となります。平成30年度の次回改正は医療・介護の同時改正であり「大幅な改正」といわれ、介護報酬もまたマイナス改定かと今から危惧しています。今後の事業経営については、利用者の皆様を主体としたサービス向上の日々の努力と併せて、高利用率化を目的に危機感を持って

経営努力をしていかなければなりません。利用者やご家族、また地域の多くの皆様から慕われあてにされる魅力ある事業運営創出を第一として経営基盤の強化にも努めていきます。

社会福祉法人制度改革も本年度より始まります。主な内容は、公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人のあり方を徹底する、とした上で、5項目の目的からなります。一つは、「経営組織のガバナンスの強化」で、議決機関としての評議委員会、役員・理事会・評議員会の権限・責任にかかる規定の整備など、一つは、「事業運営の透明性の確保」で、財務諸表の公表等について法律上明記されるなど、一つは、「財務規律の強化」で、適性かつ公平な支出管理の確保として、役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止など、また内部留保の明確化や社会福祉事業への計画的な再投資など、一つは、「地域における公益的な取組を実施する責務」であり、社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。最後の一つが、「行政の関与のあり方」とされ、所轄庁による指導監督の機能強化などとなっています。

当法人にとって、今回の社会福祉法人制度改革を好機と捉え、前述の様々な問題や課題等に関して、真摯に取り組んでいきたいと思っております。

1 運営方針

その人らしく 自分らしく

ともに支えあい ともに生きる

2 基本方針

社会福祉法人みな福祉会は、「利用者様の自立支援を目的に、利用者様の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行う」ことを基本方針とします。

① **利用者の視点を持ち、その人らしい生活を営むことができるよう支援します。**

事業者の論理を優先させることなく、利用者の視点で利用者個々の背景、生活習慣等のライフスタイルに配慮した、きめ細やかなサービスを提供します。

② **利用者の満足の向上の為、先駆性、独自性を発揮し、積極的なサービス展開に努めます。**

地域の福祉ニーズを的確に把握し、それに応えることを第一とし、従来からの考え方に捉われることなく、継続的な自己革新に励みます。

③ **地域や地域関係者と共に、発展する法人を目指します。**

地域の保険、医療、福祉関係者との連携を大事にし、地域福祉の一部として役割を果たすと共に、公的施設として地域文化の発展に貢献し、地域

と共に成長できる法人を目指します。

④ **継続的なサービス提供の基盤を維持拡大するため、効率的な事業運営を目指します。**

一時的なものではなく、地域に根ざして、安定的、継続的なサービスの提供を可能とするために、効率的な事業運営を心がけ、サービス提供の基盤を確固たるものにします。

3 行動指針

- ① 私たちは、法令順守を第一に考えます。
- ② 私たちは、元気良く、笑顔を持って利用者の方々を支援します。
- ③ 私たちは明確な目標を掲げ、情熱を持って行動し、福祉従事者としての「生きがい・思いやり」を追い続けます。

4 基本的な取組み

① 権利擁護

ア **秘密保持等** 職員及び職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

イ **虐待等の禁止** サービスの提供において、体罰・暴力・虐待を禁止し、人権擁護について積極的に推進します。

ウ **身体拘束の禁止** 利用者一人ひとりの尊厳を尊重し、安全・安心で快適な生活が送れるよう、身体拘束へと至らない質の高いサービスを提供します。

② 事故防止

毎日の業務の安全確認と定期的な調査検討を行い事故の発生予防と防止に努めます。

③ 苦情解決

苦情を受け付ける窓口を設置するほか、相談窓口の設置や苦情処理体制の手順等の説明を掲示します。また苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを行います。

④ あいさつ運動の励行

業務の中で「挨拶」を励行し、来客者や利用者また職員相互のコミュニケーションの向上を図り、明るい雰囲気の創出や信頼関係の構築を目指します。

⑤ 財務基盤の強化

安定した事業継続のための経営基盤の強化に向けては、それぞれの運営事業所の活用スペース、ベッドや居室等の効率的活用、優先性を重視した計画的設備等の改善及び更新に努め、またサービス提供における利用満足度の向上を図るために、より良い介護サービスの向上と積極的な業務改善を目指します。

5 平成28年度重点取組み

- ① 「社会福祉法人制度の改正」に準拠した体制整備
社会福祉の理念を達成すべく法人の執行体制の整備を推進する。
人材の確保、中間層・管理者の育成
新規就業者の確保、指導・管理層職員の育成及び資質の向上を促進する。
- ② 職員の処遇向上
職員の継続した就業を図るため、労働環境や待遇などの改善を促進する。
- ③ 法人の事業の地域への発信
法人全体の冊子作成の検討（教育機関や見学者等に配布し、求人広報と法人事業の周知に活用する）、広報紙の刷新、ウェブサイトリニューアルの検討。
- ④ 施設・設備の修繕計画等の策定
計画に則った資金の積み立てを促進する。
- ⑤ 諸規定の改正検討に努める。
- ⑥ 地域包括ケアシステムに対応する体制整備を促進する。
- ⑦ 彩の国あんしんセーフティネット事業の推進に努める。
- ⑧ 居宅介護支援事業所の方向性の検討。
- ⑨ コスト削減の検討
平成27年度介護報酬改定（介護報酬の改定率 全体で▲2.27%）が、今後の法人運営に重大な影響を被ることとならないよう社会福祉法人の本旨、また地域の福祉ニーズに応えるサービスの量と質の確保を図ることを確認すると共に、地下水や太陽熱利用など多岐にわたるコスト削減を検討する。

6 中・長期的取組み

- ① 経営の企画、執行機関としての理事会のあり方の検討。
- ② 人材の確保、中間層・管理者の育成を促進する。
- ③ 職員の処遇改善を推進する。
- ④ 地域包括ケアシステムによる活動を推進する。
- ⑤ 地域貢献、彩の国あんしんセーフティネット事業の活動を推進する。
- ⑥ 法人事業の地域発信を図る。
- ⑦ 託児所の設置を検討する。
- ⑧ 居宅介護支援事業所の運営方針について検討する。
- ⑨ コスト削減の検討。

7 法人及び事業所別の達成目標

事業所	目標 平均利用者数	事業所	目標 平均利用者数
特別養護老人ホーム 悠う湯ホーム	75名/日 利用率 96%	(介護予防)通所介護 大浜	23.5名/日
(介護予防)短期入所生活介護 悠う湯ホーム	8.5名/日 利用率 85%	(介護予防)グループホーム 大浜	17.7名/日 利用率 98%
ケアハウス 悠う湯ホーム	40名/日 利用率 80%	居宅介護支援事業 悠う湯ホーム	プラン作成者数 90名/月
(介護予防)通所介護 悠う湯ホーム	21名/日		

※ケアハウスについては、定員 50 名(1 人部屋 30 室、2 人部屋 10 室)のところ、ご夫婦等で入居されることが減少し、2 人室に 1 人で入居されているケースが多い状況です。

2 人室を改装し、1 人居室のすることも検討しています。

※悠う湯ホームの通所介護においては、看護職配置基準の制度的な規制があり、土曜日の営業が出来ていませんでした。平成 28 年度には、これまでの週 5 日営業を土曜日を含め週 6 日営業に拡大したいと考えております。

8 事業内容

(1) 会議

理事会	5月	平成27年度事業報告、決算報告について
	10月	平成28年度第1次補正予算、事業中間報告について
	3月	平成28年度第2次補正予算について 平成29年度事業計画、予算の承認について
監事監査会	5月	平成27年度事業報告、決算報告の監査について
評議員会	5月	平成27年度事業報告、決算報告について
	10月	平成28年度第1次補正予算、事業中間報告について
	3月	平成28年度第2次補正予算について 平成29年度事業計画、予算の承認について

(2) 委員会/施設内研修

全体委員会	▶衛生委員会 (毎月)	▶防災委員会 (年2回)
	▶広報委員会 (随時開催)	▶文化祭開催委員会 (随時)
悠う湯ホーム事業所合同委員会		
	▶栄養委員会 (褥瘡予防を兼ねる：毎月)	
事業所内委員会	▶優先入所検討委員会 (特養：毎月)	

- ▶痰の吸引等に関する安全対策委員会（特養：年4回）
- ▶身体拘束廃止委員会
（特養：毎月/他の事業所随時）
- ▶事故発生防止委員会
（3ヵ月に1度）
- ▶感染症・食中毒予防委員会
（3ヵ月に1度）
- 全体職員研修
 - ▶虐待防止・苦情対応に関すること
 - ▶褥瘡予防に関すること
 - ▶看取り介護に関すること
 - ▶身体拘束廃止に関すること
 - ▶防災に関すること
 - ▶法令遵守に関すること
 - ▶個人情報の取扱に関すること
 - ▶人権擁護に関すること
 - ▶衛生管理（メンタルケア）に関すること

（3）非常災害対策

非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

ア 建築物等の自主検査（4月・10月）

イ 消防用設備等の点検（8月・2月）

ウ 訓練 総合訓練（8月・2月） 部分訓練（4月）

防災教育（11月）

（4）地域社会との連携

実習生、ボランティアの積極的な受入れや各団体や地域主催の行事への参加を通して地域社会との連携を図ります。

（5）家族懇談会等の開催

各運営事業所においては、利用者やご家族等との懇談会を行い、運営方針や事業報告、家庭生活上の各種介護相談や高齢者福祉等に関係する幅広い分野での情報提供に努めると共に、ご家族とのコミュニケーションを高めより深い信頼関係を構築し、法人事業運営に対する理解と協力が得られるよう努めます。また定期的に開催することにより地域から信頼され地域に根ざした施設となるよう努めます。

特に、デイサービスセンターの家族会については、法人としても積極的に活動を推進し、介護者ご家族等に必要な情報提供や個別介護相談・介護技術の支援などにより、在宅生活の継続や高齢者の人権擁護と高齢者虐待の未然防止にも役割が果たせるよう努めます。

(6) 関係機関との連携

関係機関との連携を図り、入居者サービスの向上に努めます。また関係機関の協力を得ながら法人の施設や機能を開放することにより各種交流会、各種講座の開催、また家庭介護上の各種相談への応援体制を整えます。

(7) 職員の健康管理

職員が健康で就労できるよう健康診断を実施します。

夜間勤務のある職員	実施回数	年2回(9月・3月)
その他の職員	実施回数	年1回(3月)

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）

悠う湯ホーム

平成 27 年度は利用者様が健康で安心して暮らせる施設の再構築として、口腔衛生と食事の改善に努めました。

まず、口腔衛生の取組みとして、9 月より倉林クリニックの山岸歯科衛生士の指導の下、利用者様ごとの口腔衛生指導及び職員会議においての講議を始めております。また、渡邊歯科口腔外科医院の渡邊先生による、利用者様全員の歯科検診を 11 月と 3 月の 2 回に分けて行いました。

食事の改善として、毎月の栄養委員会によるメニューや提供された食事内容の検証、特別養護老人ホーム、ケアハウス、デイサービスと別々に作られたメニューをできる限り統一し、効率化によって、味付けや盛り付けの改善、適切な食事形態の提供を進めました。また、厨房の作業環境や器具の早期改善、食器の更新を進めています。

また、中重度介護者の入居を促進し、要介護 4・5 の入所者割合により介護給付金に加算される、日常生活継続支援加算も取得しております。

上記取り組みの効果かどうか検証はできませんが、平成 28 年 2 月末時点での、入所利用率は、前年同期の 92.9%から 95.4%となり、施設で終末をお迎えになられた利用者様も、31 名から 14 名となっております。

以上の取り組みも緒についたばかりであり、平成 28 年度はこれらが安定し、確実に、継続して進められるよう取組んでいきたいと考えております。

1 基本方針

- (1) 安心・安全を第一に考えた介護、生活支援を促進します。
- (2) 「健康は食事から」食事の改善、向上を促進します。
- (3) 利用者を支え、社会に貢献できる人材の育成を図ります。
- (4) ご家族様や地域とのつながりを大切にします。

2 取組方針

- (1) 安心・安全を第一に考えた介護、生活支援を促進します。
□効率より、安心・安全を優先させた、利用者にもやさしい介護を目指します。

(気づき、観察力の向上)

- ・利用者様への気づきや、心身の状況・行動を観察する力を養います。

(情報共有と自立支援、疾病予防)

- ・利用者様の情報を共有し、支援・援助方法の統一と自立支援、疾病等の予防、早期発見、早期治療に努めます。

(事故発生防止)

- ・ヒヤリハット情報を共有し、事故発生の防止に努めます。
- ・事事故例の検証等により、事故再発の防止に努めます。
- ・事故発生時には指導要項に従い、適切に行政機関への報告を行います。

(認知症介護)

- ・心身の状態の変化を観察し、精神的な不安を解消する、適切な対応に努めます。

(介護サービス計画)

- ・利用者様の意思と尊厳を守る、介護サービス計画を作成します。

(個人情報取り扱い)

- ・制度、医療、福祉等、サービスの必要に応じた範囲内で、細心の注意を払い取り扱います。

(身取り介護)

- ・利用者様の尊厳を守り、ご家族様のご意思を尊重し、穏かな終末を迎えられるよう努めます。

(苦情・要望対応)

- ・苦情・要望等を前向きに対処し、サービスの改善向上を促進します。

(褥瘡予防)

- ・多職種連携により、予防・早期発見・早期治療に努めます。

(生活環境)

- ・明るく、清潔感のある生活環境を作ります。
- ・利用者様のストレス解消に努めます。
- ・安定した生活リズムを作る支援を行います。
- ・余暇時間の充実に努めます。

(2) 「健康は食事から」食事の改善、向上を促進します。

- ・口から食べること、口腔内衛生の大切さを学び、咀嚼機能、嚥下機能の維持向上を推進します。

(3) ご利用者様を支え、社会に貢献できる人材を育成します。

- ・人間性の向上、介護の質の向上を図るとともに、地域の福祉に資する人材を育成します。
- ・指導力の向上、研修の充実に図り、知識・技術・見識等を深めるよう努めます。

(4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。

- ・ご家族様に都度、報告・連絡・相談し、信頼関係の醸成に努めます。
- ・行政機関及び医療・福祉関係者等と良好な関係を保ち、滞りないサービスに努めます。
- ・社会・地域への貢献として、福祉事業で培ったノウハウ・施設機能を発揮し、介護保険や制度では対応できない福祉サービスを実施します。
- ・「彩の国あんしんセーフティネット事業」の参加により、生活困窮者等の救済活動に努めます。

3 平成28年度重点取組み

平成27年度の取り組みを継続し、レベルアップを図ります。

- ① 口腔機能維持改善の取組み
- ② 食事による健康の推進
- ③ 中重度者及び認知症介護の改善向上
- ④ 看取り介護の改善、向上の促進
- ⑤ 社会・地域貢献
- ⑥ 効率より安全・安心を優先した介護の推進。
- ⑦ チームケアによる個別支援の取組み
- ⑧ ①～⑦の取組みを進め、介護力の底上げ、利用率の向上を目指します。

4 中・長期的な取組み

- ① 口腔衛生管理。
- ② 食事による健康の維持増進。
- ③ 中重度者及び認知症介護の改善向上。
- ④ 看取り介護の改善、向上の促進
- ⑤ 社会・地域貢献。
- ⑥ 効率より安全・安心を優先した介護の推進。
- ⑦ チームケアによる個別支援の取組み
- ⑧ 第三者評価の受診。

軽費老人ホーム・特定施設入居者生活介護事業

＜ケアハウス 悠う湯ホーム＞

ケアハウスとしては、食事に関することのご意見が多く利用者様より寄せられていました。その改善の取り組みとして、毎月の栄養委員会によるメニューや食事内容の検証、特別養護老人ホーム、ケアハウス、デイサービスと別々に作られたメニューをできる限り統一し、効率化によって、味付けや盛り付けの改善、適切な食事形態の提供を進めました。また、厨房の作業環境や器具の早期改善、食器の更新を進めています。

取り組みの成果か、利用者様からの食事に関する苦情は減少しています。メニューによっては残食量が多かったりと、まだまだ安定感があるとは言えませんが、良い傾向は出ていると考えています。

また、「住み慣れた場所で最期まで」とケアハウスでも看取り介護の取り組みを進めてきました。平成 27 年度、最期までお世話させていただいた利用者様は 4 名になります。本年度も協力医の南須原先生のご指導をいただきながら、苦痛をできるだけ取り除き、その方にあった介護を話し合い、日々の業務を通じた介護力の向上に努めていきます。

また、継続して食事の改善や、介護力の向上に取組み、更に空室期間を短縮する工夫を進め、必要な方に早く利用していただけるよう努めて参ります。

1 基本方針

- (1) 利用者様お一人、お一人に合った生活環境、生活支援を促進します。
- (2) 「健康は食事から。」食事の改善、向上を促進します。
- (3) 利用者を支え、社会に貢献できる人材を育成します。
- (4) ご家族様や地域とのつながりを大切にします。

2 取組方針

多職種で情報を共有し、日常生活の自立度、要支援、要介護状態に応じた生活支援、介護、看護を提供します。

安心、そして楽しみや生きがいを持てる生活の場であるよう、考え、工夫し行動します。

- (1) 利用者様お一人、お一人に合った生活環境、生活支援を促進します。
・ご利用者様との関わりを深め、安心感を持たれる生活支援を目指し

ます。

(気づき、観察力の向上)

- ・利用者様への気づきや、心身の状況・行動を観察する力を養います。

(情報共有と自立支援、疾病予防)

- ・利用者様の情報を共有し、支援・援助方法の統一と自立支援、疾病等の予防、早期発見、早期治療に努めます。

(事故発生防止)

- ・ヒヤリハット情報を共有し、事故発生の防止に努めます。
- ・効率より安全・安心を優先した介護に努めます。
- ・事事故例の検証等により、事故再発の防止に努めます。
- ・事故発生時には指導要項に従い、適切に行政機関へ報告を行います。

(認知症介護)

- ・心身の状態の変化を観察し、精神的な不安を解消する、適切な対応に努めます。

(介護サービス計画)

- ・利用者様の意思と尊厳を守り、心身の状態を勘案し、自立した生活を支援する、介護サービス計画書を作成します。

(個人情報の取扱い)

- ・制度、医療、福祉等、サービスの必要に応じた範囲内で、細心の注意を払い取り扱います。

(苦情・要望対応)

- ・苦情・要望等を前向きに対処し、サービスの改善、向上を促進します。

(褥瘡予防)

- ・多種職の連携により、予防・早期発見・早期治癒に努めます。

(生活環境)

- ・明るく、清潔感のある生活環境を作ります。
- ・利用者様のストレス解消に努めます。
- ・安定した生活リズムを作るための生活支援に努めます。

(楽しみのある生活)

- ・外食やドライブ、ミニツアー、バスツアーの参加を促進します。

(2) 「健康は食事から」食事の改善、向上を促進します。

- ・口から食べること、口腔衛生の大切さを学び、利用者様の健康の維持増進の支援に努めます。

(3) ご利用者様を支え、社会に貢献できる人材を育成します。

- ・人間性の向上、介護の質の向上を図るとともに、地域の福祉に資する人材を育成します。
- ・指導力の向上、研修の充実を図り、知識・技術・見識等を深めるよう

努めます。

(4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。

- ・ご家族様に都度、報告・連絡・相談し、信頼関係の醸成に努めます。
- ・行政機関及び医療・福祉関係者等と良好な関係を保ち、滞りないサービスに努めます。
- ・社会・地域への貢献として、福祉事業で培ったノウハウ・施設機能を発揮し、介護保険や制度では対応できない福祉サービスを実施します。

3 平成28年度重点取組み

生活支援、介護力の向上を目標に以下の取組みを進めます。

- ① 多様な支援や介護状態に対応できる介護力の向上
- ② 食事による健康の推進
- ③ 居室担当制の充実
- ④ 楽しみのある生活の実施促進。
- ⑤ 口腔機能維持改善の取組み。
- ⑥ 空室期間の短縮。
- ⑦ 入所待機者の増員

4 中・長期的な取組み

- ① 多様な支援・介護状態に対応できる質の向上
- ② 食事による健康の推進
- ③ 楽しみのある生活の実施促進。
- ④ 口腔機能維持改善の取組み。
- ⑤ 空室期間の短縮。
- ⑥ 入所待機者の増員
- ⑦ 第三者評価の受診。

(介護予防) 通所介護事業

<デイサービスセンター悠う湯ホーム>

<デイサービスセンター大浜>

サービス内容の多様化、自立支援の確立を進めてきました。

利用者様の諸事情によって、利用率に影響を受ける状況が多々あり、この影響を少しでも軽減するための取組みを改善工夫し、計画立って進めて行きます。

1 基本方針

- (1) 利用者様お一人、お一人に合ったサービス提供を促進します。
- (2) 「健康は食事から。」食事の改善、向上を促進します。
- (3) 利用者を支える人材の育成を促進します。
- (4) ご家族様や地域とのつながりを促進します。

2 取組方針

- (1) 利用者様お一人、お一人に合ったサービス提供を促進します。
 - ・ご利用者様のご希望や心身の状況に合ったサービスを提供します。
(気づき、観察力の向上)
 - ・利用者様への気づきや、心身の状況・行動を観察する力を養います。
(情報共有の促進と自立支援、疾病予防)
 - ・利用者様の情報の共有し、支援・援助方法の統一と自立支援、疾病等の早期発見を促進し、ご家族様や介護支援専門員につなげて行きます。
(事故発生防止)
 - ・ヒヤリハット情報を共有し、事故発生の防止に努めます。
 - ・効率より安全・安心を優先した介護に努めます。
 - ・事件事例の検証等により、事故再発の防止に努めます。
 - ・事故発生時は指導要項に従い、適切に行政機関へ報告します。
 - (認知症介護)
 - ・心身の状態の変化を観察し、精神的な不安を解消する、適切な対応に努めます。
 - (介護サービス計画)

- ・利用者様の意思と尊厳を守り、自立した生活を支援する、介護サービス計画書を作成します。

(個人情報への取扱い)

- ・制度、医療、福祉等、サービスの必要に応じた範囲内で、細心の注意を払い取り扱います。

(苦情・要望対応)

- ・苦情・要望等を前向きに対処し、サービスの改善、向上に努めます。

(生活環境)

- ・明るく、清潔感のある環境を作ります。

(2) 「健康は食事から」食事による健康の維持増進を推進します。

- ・口から食べること、口腔内衛生の大切さを学び、健康支援に努めます。

(3) ご利用者様を支える人材の育成

- ・人間性の向上、介護の質の向上を図るとともに、地域の福祉に資する人材を育成します。
- ・指導力の向上、研修の充実を図り、知識・技術・見識等を深めるよう努めます。

(4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。

- ・ご家族様に都度、報告・連絡・相談し、信頼関係の醸成に努めます。
- ・行政機関及び医療・福祉関係者等と良好な関係を保ち、滞りないサービスに努めます。
- ・社会・地域への貢献として、福祉事業で培ったノウハウ・施設機能を発揮し、介護保険や制度では対応できない福祉サービスを実施します。

3 平成28年度重点取組み

- ① 利用者に合わせて多様なサービスの提供。
- ② 中重度者の利用の促進。
- ③ 新総合事業の取組み
- ④ 新規利用者の確保。
- ⑤ 悠う湯ホーム：土曜営業の拡充。

4 中・長期的な取組み

- ① 在宅生活の継続を支援するサービスの質の向上。
- ② 中重度要介護者の利用の促進。
- ③ 介護予防・日常生活総合事業の円滑な取組み。
- ④ 新規利用者の確保。

(介護予防) 短期入所生活介護事業

<ショートステイ悠う湯ホーム>

中重度要介護者、認知症の方の利用を進めておりますが、デイサービスと同様に、施設入所や医療機関への入院等、利用者様の諸事情によって、利用率に影響を受ける状況が多々あり、この影響を少しでも軽減するための取組みを改善工夫し、計画立って進めていきます。

1 基本方針

- (1) 安心・安全を第一に考えた介護、生活支援を促進します。
- (2) 「健康は食事から。」食事の改善、向上を促進します。
- (3) 利用者を支え、社会に貢献できる人材の育成を図ります。
- (4) ご家族様や地域とのつながりを大切にします。

2 取組方針

- (1) 安心・安全を第一に考えた介護、生活支援を促進します。
 - ・効率より、安心・安全を優先させた、利用者にもやさしく、職員にもやさしい介護を目指します。

(気づき、観察力の向上)

 - ・利用者様への気づきや、心身の状況・行動を観察する力を養います。

(付加価値のあるサービス)

 - ・在宅生活の継続や自立支援に役立つサービスを提供します。
 - ・楽しみをもって利用していただけるよう、考え、工夫して行きます。

(情報共有の促進と自立支援、疾病予防)

 - ・利用者様の情報を共有し、支援・援助方法の統一と自立支援、疾病等の予防、早期発見に努め、ご家族や担当の介護支援専門員につなげて行きます。

(事故発生防止)

 - ・ヒヤリハット情報を共有し、事故発生の防止に努めます。
 - ・事件事例の検証等により、事故再発の防止に努めます。
 - ・事故発生時には指導要項に従い、適切に行政機関への報告を行います。

(認知症介護)

- ・心身の状態の変化を観察し、精神的な不安の解消と、適切な対応に努めます。

(介護サービス計画)

- ・利用者様の意思と尊厳を守り、自立した生活を支援する、介護サービス計画書を作成します。

(個人情報取扱い)

- ・制度、医療、介護等のサービスの必要に応じた範囲内で、細心の注意を払い取り扱います。

(苦情・要望対応)

- ・苦情・要望等を前向きに対処し、サービスの改善、向上に努めます。

(褥瘡予防)

- ・多種職の連携により、予防・早期発見・早期治癒に努めます。

(生活環境)

- ・明るく、清潔感のある生活環境を作ります。
- ・利用者様のストレス解消に努めます。
- ・安定した生活リズムを作る生活支援を行います。
- ・余暇時間の充実に努めます。

(2) 「健康は食事から」食事による健康の維持増進を推進します。

- ・口から食えること、口腔内衛生の大切さを学び、健康支援に努めます。

(3) ご利用者様を支え、社会に貢献できる人材を育成します。

- ・人間性の向上、介護の質の向上を図るとともに、地域の福祉に資する人材を育成します。
- ・指導力の向上、研修の充実に図り、知識・技術・見識等を深めるよう努めます。

(4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。

- ・ご家族様に都度、報告・連絡・相談し、信頼関係の醸成に努めます。
- ・行政機関及び医療・福祉関係者等と良好な関係を保ち、滞りないサービスに努めます。
- ・社会・地域への貢献として、福祉事業で培ったノウハウ・施設機能を発揮し、介護保険や制度では対応できない福祉サービスを実施します。

3 平成28年度重点取組み

- ① 在宅生活の継続に役立つこと、楽しみを持って利用していただくこと等、付加価値のあるサービスの提供の取組み。
- ② 多様な支援や介護状態に対応できる介護力の向上
- ③ 効率より安全・安心を優先した介護を推進します。

④ 新規利用者の確保。

4 中・長期的な取組み

- ① 在宅生活の継続に役立つこと、楽しみを持って利用していただくこと等、付加価値のあるサービスの提供の取組み。
- ② 多様な支援や介護状態に対応できる介護力の向上
- ③ 効率より安全・安心を優先した介護を推進します。
- ④ 新規利用者の確保。
- ⑤ 第三者評価の受診。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業

<グループホーム大浜>

利用者様の生活を支えながら安心できる生活環境を整え、心身の状況把握と健康で穏かにすごせる場所作りが順調に出来ていると思います。平成28年度も更に工夫や課題を見つけ改善を図って行きます。また、必要とされている人にできる限り早くサービスの提供ができるよう、空室期間の短縮と利用希望者のニーズを集められる取り組みを進めます。

1 基本方針

- (1) 利用者お一人お一人に合った生活支援、介助、環境を促進します。
- (2) 「健康は食事から」健康の維持増進、自立生活を促進する食事の提供に努めます。
- (3) 利用者を支える人材の育成を促進します。
- (4) ご家族様や地域とのつながりを促進します。

2 取組方針

- (1) 安心・安全を第一に考えた介護、生活支援を促進します。
 - ・効率より、安心・安全を優先させた、利用者にもやさしい介護を目指します。

(気づき、観察力の向上)

 - ・利用者様への気づきや、心身の状況・行動を観察する力を養います。
 - ・心身の状態の変化を観察し、精神的な不安の解消と適切な対応に努めます。

(情報共有の促進と自立支援、疾病予防)

 - ・利用者様の情報を共有し、支援・援助方法の統一と自立支援、疾病等の予防、早期発見、早期治療に努めます。

(事故発生防止)

 - ・ヒヤリハット情報を共有し、事故発生の防止に努めます。
 - ・効率より安全・安心を優先した介護に努めます。
 - ・事件事例の検証等により、事故再発の防止に努めます。
 - ・事故発生時は指導要項に従い、適切に行政機関への報告を行います。

(介護サービス計画)

- ・利用者様の意思と尊厳を守り、自立した生活を支援する、介護サービス計画書を作成します。

(個人情報取扱い)

- ・行政、医療、福祉等、サービス提供の必要に応じた範囲内で、細心の注意を払い取り扱います。

(苦情・要望対応)

- ・苦情・要望等を前向きに対処し、サービスの改善、向上に努めます。

(褥瘡予防)

- ・気づきや観察により、予防・早期発見・早期治癒に努めます。

(生活環境)

- ・明るく、清潔感のある生活環境を作ります。
- ・利用者様のストレス解消に努めます。
- ・安定した生活リズムを作るための生活支援を行います。

(2) 「健康は食事から」健康の維持増進、自立生活を促進する食事の提供に努めます。

- ・口から食べること、口腔内衛生の大切さを学び、健康支援に努めます。

(3) ご利用者様を支え、社会に貢献できる人材を育成します。

- ・人間性の向上、介護の質の向上を図るとともに、地域の福祉に資する人材を育成します。
- ・指導力の向上、研修の充実を図り、知識・技術・見識等を深めるよう努めます。

(4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。

- ・ご家族様に都度、報告・連絡・相談し、信頼関係の醸成に努めます。
- ・行政機関及び医療・福祉関係者等と良好な関係を保ち、滞りないサービスに努めます。
- ・社会・地域への貢献として、福祉事業で培ったノウハウ・施設機能を発揮し、介護保険や制度では対応できない福祉サービスを実施します。

3 平成28年度重点取組み

- ① 多様な支援や介護状態に対応できる介護力の向上
- ② 食事による健康の推進
- ③ 楽しみのある生活の実施促進。
- ④ 口腔機能維持改善の取組み。
- ⑤ 空室期間の短縮。
- ⑥ 入所待機者の増員

4 中・長期的な取組み

- ① 多様な支援・介護状態に対応できる質の向上
- ② 食事による健康の推進
- ③ 楽しみのある生活の環境の実施促進。
- ④ 口腔機能維持改善の取組み。
- ⑤ 空室期間の短縮。
- ⑥ 入所待機者の増員

居宅介護支援事業

<居宅介護支援事業所 悠う湯ホーム>

皆野町地域包括支援センター等との連携等もあり、平成 27 年度は契約者数が伸びてきました。平成 28 年度は契約者数の維持及びケアマネジメントの向上に努めます。また、居宅介護支援事業の在宅介護の情報等を、地域貢献事業に結びつける取り組みを行っていききたい考えています。

1 基本方針

- (1) お一人お一人の生活を考え、在宅生活の継続や自立支援に適したケアマネジメントを提供する。
- (2) 中重度者、支援困難ケースの対応を促進する。
- (3) 利用者を支え、地域福祉に資する人材の育成を促進します。
- (4) ご家族様や地域とのつながりを大切にします。
- (5) 滞りのないサービスの提供に努めます。

2 取組方針

- (1) お一人お一人の生活を考え、在宅生活の継続や自立支援に適したケアマネジメントを提供します。
 - (ケアマネジメントの提供)
 - ・ご利用者様、ご家族様等の意向を尊重し、心身の状況及び家庭環境を考慮し、在宅生活の継続に有効なケアマネジメントを提供します。
 - (情報の共有)
 - ・課題や支援困難事例などの情報を職員間で共有・検討するよう努めます。
 - ・地域包括支援センター及び居宅サービス事業所等との情報の共有に努めます。
 - (個人情報の取扱い)
 - ・行政、医療、サービス提供の必要に応じた範囲で、細心の注意を払い取り扱います。
 - (苦情・要望)
 - ・苦情・要望等を前向きに対処し、サービスの改善、向上を促進します。

(気づき・観察)

・利用者様等に対する気づきや、観察する力を養います。

(2) 中重度者、支援困難ケースの対応を促進します。

□中重度者、支援困難ケースについて、積極的な対応を図ります。

・中重度者、支援困難ケース等の対応については、地域包括支援センター、居宅サービス事業者等と連携を密にした対応を図ります。

(3) ご利用者様を支え、社会に貢献できる人材を育成します。

□人間性の向上、介護の質の向上を図るとともに、地域の福祉に資する人材を育成します。

・地域連絡会・事例検討会等の出席、及び外部研修会への参加により、知識、技能の習熟を図り、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

・キャリアアップ研修等により、知識・技術・見識等を深めるよう努めます。

(4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。

□ご家族様との信頼関係の醸成、及び福祉事業で培ったノウハウ、機能を発揮し、社会・地域貢献のための活動を促進します。

・ご家族様には都度、的確に報告・連絡・相談し、必要な対応を行います。

・行政機関及び医療、福祉事業者等と良好な関係を保ちます。

・施設の社会・地域への貢献として、介護保険や行政サービスでは対応できないこと等を検討し、実施できるよう努めます。

・地域の社会福祉資源として、培ったノウハウ、機能を発揮し、地域のために活動します。

(5) 滞りのないサービスの提供に努めます。

・福祉サービスを必要とされる方に、滞ることなく利用していただけるよう

サービスの質の向上に合わせ、利用効率の向上に努めて行きます。

3 平成28年度重点取組み

事業の適正な運営及び地域包括ケアシステムの中での取組みを円滑に進めます。

① 中重度要介護者及び支援困難ケースの受け入れの促進。

② 在宅生活継続の効果的なケアマネジメントの提供。

③ ケアプランの効率的な作成。

④ 介護予防・日常生活総合事業に対応する体制の整備

⑤ OJT 及び Off - JT での専門知識や技術の習得を進め、業務改善向上を図る。

⑥ 新規契約者の円滑な獲得を図るとともに、事業所の適正な運営を進める。

- ⑦ 契約者等の介護保険外又は行政事業外での介護・支援ニーズを把握し、地域貢献事業の促進につなげる。

4 中・長期的な取組み

- ① 中重度要介護者及び支援困難ケースの受け入れの促進。
- ② 専門知識や技術の習得を進め、業務改善向上の促進。
- ③ 効果的なプラン提供と効率的なプラン作成の促進。
- ④ 契約者数の維持増進。
- ⑤ 地域包括ケアシステム制度の地域ケア会議等における事業活動の促進

給 食 業 務

平成27年度は、ばらつきのない毎日安定した味付けの食事提供を目標に栄養委員会で意見交換等を行い取組んで来ました。利用者様からのご意見も減少し、十分とは言えないまでも、味付に安定感が出て、改善が見られております。

盛り付け等にも改善は見られますが、まだまだ改善が必要と考えております。平成28年度は、安定した味付けの定着と、盛り付けの改善を進め、残食量にも注視した取り組みを行っていきます。

1 基本方針

(1) 健康は食事から

- ・栄養のバランス、安心・安全な食事の改善向上に努めて行きます。

(2) 楽しみある食事

- ・楽しく食べられる環境、安心しておいしく食べられる食事を提供します。

2 取組方針

(1) 「健康は食事から」食事による健康の維持増進を推進します。

- 食べることの大切さを認識し、健康の維持増進や自立支援を促進します。

(口腔内衛生)

- ・利用者様の口腔内衛生及び咀嚼機能、嚥下機能の維持向上を促進します。

(多職種連携による改善、向上)

- ・利用者様の状態を多職種で共有し、連携に努め、栄養のバランス、食事のおいしさ、食べやすさの向上を図ります。
- ・嚥下機能や健康状態、認知症等、利用者様の多様なニーズに合わせた、適切な栄養管理計画を作成します。

(食の安全性)

- ・食事、食材の安全体制を整え、安心できる食事を提供して行きます。

(2) 楽しみある食事

- ・食事の嗜好調査等を定期的に行い、ご利用者様に満足いただける食事の提供に努めます。
- ・地域の特色や季節感、行事食など、創意工夫した楽しみのある食事を提供して行きます。

3 平成28年度重点目標

「残食量のゼロ化」を目指します。

- ・バランスの良い栄養摂取のため、残食量に注視して行きます。

- ① 残食量を注視し、メニューの調整を図る。
- ② 味付けや盛り付け等の改善を行います。
- ③ 体調に合わせた、適切な食事形態を提供します。
- ④ 食事介助技術の向上に努めます。
- ⑤ 多種職の情報共有を図り、口腔機能の能維持改善に取り組めます。

4 中・長期的な取組み

- ① 多職種と連携し、栄養、おいしさ、安全を恒常的に進める。
- ② 多職種と連携した口腔機能維持改善の取組み促進。

生計困難者に対する相談支援事業

平成28年度も皆野町社会福祉協議会と連携するなど、研修会等に参加し、取り組んで行きたいと考えています。

1. 目的

本事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行なう中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととします。

そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行います。

2. 地域の生活困窮者に対する担当相談員の配置並びに総合生活相談活動

社会貢献事業を実施するために、本会に地域の生活困窮者に対する担当相談員を配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努めます。

3. 経済的援助

地域の生活困窮者に対する担当相談員は、援助を必要とする生活困窮者と相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した場合には、相談内容に関する資料を作成し施設長に報告するものとします。

施設長は、地域の生活困窮者に対する担当相談員からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定します。

4. 研修会等への参加

地域の生活困窮者に対する担当相談員は、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会等に参加します。

- ①ブロック別事例検討会議
- ②相談員養成研修
- ③その他